

諮問番号：平成29年度諮問第30号
答申番号：平成29年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

所得制限により手当を支給停止されると生活ができなくなるので、全額の支払いをしてほしい。処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

審査請求人が処分庁あてに提出した児童扶養手当現況届（平成〇〇年度）によると、審査請求人の平成〇〇年中の所得（法定控除後）は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっている。

この額は、児童扶養手当法施行令第2条の4で定められた扶養親族又は児童の数が1人の場合の限度額57万円を超えており、一部（2万1,340円）の支給停止となると確認できるため、処分庁が行った本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

- 平成29年11月15日 諮問の受付
平成29年11月16日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
主張書面等の提出期限：12月11日
口頭意見陳述申立期限：12月11日
平成29年11月27日 第1回審議
平成30年1月15日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第9条第1項は、児童扶養手当の支給の制限について次のように規定している。

「手当は、受給資格者（中略）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」

- (2) 児童手当法施行令（昭和36年政令第405号）（以下「施行令」という。）

第2条の4は、支給を制限する場合の所得の額、所得の範囲、所得の額の計算方法及び支給停止額について、次のように規定している。

「第2条の4 法第9条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、19万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等又は児童の数	金額
一人	五七〇、〇〇〇円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。）
二人以上	（略）

2 法第9条第1項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第5条第2項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
法第9条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるとき	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)	一人	基本額一部支給停止額
		二人	(略)
		三人以上	(略)

3 前項の基本額一部支給停止額は、法第9条第1項に規定する所得の額から19万円(同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、19万円に当該扶養親族等又は児童一人につき38万円を加算した額(中略)とする。)を控除して得た額に0.0186879を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)に10円を加えて得た額とする。

4-8 (略)」

2 認定した事実

(1) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、審査請求人から「児童扶養手当現況届(平成〇〇年度)」(以下「現況届」という。)及び「養育費等に関する申告書」(以下「申告書」という。)を受領した。

(2) 現況届には、平成〇〇年分所得について、施行令第4条第1項による所得の額は「〇〇〇〇〇〇〇〇〇円」、控除後の所得額は「〇〇〇〇〇〇〇〇〇円」であり、配偶者及び扶養義務者は「なし」、平成〇〇年〇月生まれの児童1名が同居し、公的年金は「受けていない」ことが記載されている。

- (3) 申告書には、前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について「0円」と記載されている。
- (4) 処分庁は、上記1の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求人の児童扶養手当の一部支給停止処分を行った。

3 審査会の判断

法に基づく児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令に定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとされており、扶養親族が1人であるときは、57万円が限度額とされている。

本件についてみると、審査請求人は児童1人を扶養しており、控除後の所得は限度額を超えているため、児童扶養手当の一部支給制限を受けることとなる。また、本件処分の一部支給停止の額についても、施行令の規定に基づく計算に誤りはない。

したがって、本件処分は違法又は不当であると認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会
委員（部会長）野一色 直人
委員 福田 公教
委員 松村 信夫